

審査基準

○ 指定講習機関の指定（第108条の4第1項）

令和元年12月1日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第108条の4第1項
処分の概要	指定講習機関の指定
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第108条の4第1項、第2項及び第3項(指定講習機関) 指定講習機関に関する規則第1条(指定講習機関の指定)、第2条(指定の申請)、第5条(運転適性指導員)、第6条(取消処分者講習を行う指定講習機関の基準)、第7条(運転習熟指導員)、第8条(初心運転者講習を行う指定講習機関の基準)
審査基準	指定講習機関の指定の基準は、別紙のとおり。
標準処理期間	20日(行政庁の休日含まない。)
申請先	交通部運転免許課教習所係、適性指導係
問い合わせ先	交通部運転免許課教習所係、適性指導係
決裁区分等	交通部長